

院外処方箋疑義照会簡易化プロトコルの運用について

【目的】

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。しかし、医学・薬学上の疑義には該当しない形式的な不備に伴う確認や、服薬状況の改善に資するための処方変更における疑義照会も多く、患者・保険薬剤師・処方医師それぞれに負担をかけている。

そこで浦添総合病院（以下、当院）では、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、医学・薬学上重要度の低い疑義照会等を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会プロトコル」を運用することとした。

【参考】

平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について一部抜粋

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

上記の通知により、事前に院外保険薬局と当院で作成・合意されたプロトコルに基づく院外処方箋の修正が可能となった。

【疑義照会プロトコルの原則】

1. 事前合意プロトコルに基づく疑義照会の運用は、当院及び保険薬局双方による「院外処方箋疑義照会プロトコル合意書」（以下、合意書 別紙①）の締結をもって実施されること。
2. 合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。患者の同意がない場合の変更については、例えプロトコルに基づく場合であっても、疑義照会を行った上でなければ変更できないこと。
3. 処方変更は、医薬品の適応及び用法用量を順守した変更であること。その際、安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬学的に問題がないことを確認するとともに、アドヒアランスや利便性が向上する場合に限ること。

作成：2021年3月1日

4. 麻薬・覚せい剤原料・抗がん剤に関してはプロトコルの対象外であること。
5. 処方箋に「変更不可」と指示がある場合はプロトコルの対象外であること。
6. あいまいな場合は、拡大解釈をせず、必ず疑義照会すること。
7. 著しく患者への不利益を与えた場合は、合意書の締結を解除する場合がある。
8. 合意書の範囲外で疑義照会を行わずに処方変更を行った場合は、如何なる事由においても当院の責任は発生しない。

【運用】

1. 応需薬局の薬剤師は、当院が発行する処方箋において、『疑義照会不要な項目（別紙②）』に該当する記載上の不備の解消や服薬状況改善等のために、処方変更の必要が発生した場合、医師への疑義照会問い合わせなしで、変更調剤を行うことができる。
2. プロトコルに基づき処方変更した場合は、変更内容を記入した処方箋コピーを処方元へFAX送付、あるいは当院へ直接交付する。
3. 応需薬局の薬剤師は、調剤変更内容を当院薬剤部に情報提供を行うこと。ただし、当院の電子カルテマスターの関係から変更が行われない場合もある。

【処方変更後の FAX 送付先】

浦添総合病院 薬剤部 FAX 番号：098-875-7197

【プロトコルに関する問い合わせ窓口】

浦添総合病院 薬剤部

※プロトコルの問い合わせに限る。疑義照会の問い合わせは「処方医」、保険・公費に関する問い合わせは「当院医事課」となります。

改訂日	改訂項目	改訂内容
2024年9月	疑義照会プロトコルの原則	7. と 8. を追加
2024年9月	運用	2. を追加
2024年9月	処方変更後の FAX 送付先と プロトコルに関する問い合わせ窓口	新規追加

作成：2021年3月

改訂第2版：2024年9月